

合同通達

補充捜査のための記録返却に関する刑事訴訟法の 各規定を施行するためのガイドライン

補充捜査のための記録返却に関して、刑事訴訟法の各規定を正しく施行するために、最高人民検察院、公安省及び最高人民裁判所は、次の通り、ガイドラインを作成した。

1 条 事件の重要な証拠

1 刑訴法 168 条 1 項、179 条 1 項に規定されている「事件の重要な証拠」とは、刑訴法 63 条に規定されている 1 つ又は複数の問題を証明するために使用される刑訴法 64 条で規定されている証拠であり、そして、この証拠が不足している場合、事件を客観的かつ全面的に法律に従って解決することはできない

2 以下の証拠が不足することは、事件の重要な証拠が不足している場合である。

a) 「犯罪行為が発生したか否か」を証明するための証拠は、当該発生行為が、刑法に規定された具体的犯罪を構成する要素が十分にあるのか、又は犯罪行為ではない場合に属するのかを確定するための証拠である (正当防衛、緊急避難、予測不可能な事情、民事・経済関係、行政違反) ;

b) 「犯罪行為の時間、場所及びその他事情」を証明するための証拠は、犯罪行為が発生している場合、どの時間、どの場所で発生したのかを確定するための証拠である; 犯罪を実行した方法、トリック、道具、手段はどのようなものであるのか (を確定させるための証拠) ;

c) 「誰が犯罪行為を実行したのか」を証明する証拠は、具体的にある者が、当該犯罪行為を実行したことを確定するための証拠である。

d) 「故意か過失か」を証明するための証拠は、社会に対して、危険な行為を行った者が、故意があったのか、過失であったのかを確定するための証拠である; 過失である場合、刑法 9 条、10 条に規定されているとおり、認識のある過失か (直接的な認識があるのか、間接的な認識があるのか)、又は認識のない過失か (自らの意識による認識の喪失か、怠慢による認識の喪失か) ;

d) 「刑事責任能力の有無」を証明するための証拠は、社会に対して危険な行為を行った際、社会に対して危険な行為を行った者が刑事責任を負うだけの十分な年齢に達しているか否かを確定するための証拠である。; 精神的な病気、又は他の病気があり、認識能力、又は自己の行為を制御する能力が欠如し、そして、病気がある場合、どの時間、どの訴訟段階において、その病気を煩っているのか (を確定させるための証拠) ;

e) 「犯罪の目的、動機」を証明するための証拠は、犯罪の目的や動機が、刑事責任を加重させる要素であったり、又は犯罪を構成する要素 (事情) であったり、刑罰の枠組みの要素 (事情) であったりする場合において、犯罪行為を行った者が、何が目的で、何が動機であったのかを確定するための証拠である。

g) 被疑者、被告人の刑事責任を加重したり、軽減したりする事情を証明するための証拠は、被疑者、被告人が、刑事責任 46 条に規定された、どの刑事責任の加重、減刑事情があるのかを確定するための証拠である; 刑事責任 48 条に規定された、どの刑事責任の加重、減刑事情があるのか (を確定させるための証拠)、又は刑罰の枠組みとなる事情を確定させるための証拠である。

h) 被疑者、被告人の身分に関しての特徴を証明するための証拠

は、被疑者、被告人の司法履歴を確定するための証拠である。

i) 「犯罪行為により発生した損害の状態及び程度」を証明するための証拠は、犯罪確定及び刑罰決定において、犯罪行為の (物質、物質以外の) 状態、効果を評価するための証拠である。

k) 刑訴法 63 条に規定された 1 つ又は複数の問題を証明するための他の証拠で、その証拠が不足している場合、事件を解決するための十分な根拠はない; 例えば、未成年である被疑者、被告人の年齢を正確に確定するための証拠、又は子どもである被害者の年齢を正確に確定するための証拠; 共犯、又は組織犯罪の場合における、それぞれの被疑者、被告人の立場、役割を証明するための証拠.....

3 事件の重要な証拠が不足している場合における、補充捜査のための記録返却の条件

a) この条文 1 項、2 項において指示されているとおり、事件の重要な証拠が不足し、検察院において自ら補充できない場合は、検察院は、補充捜査のために記録返却決定を出す。

b) この条文 1 項、2 項において指示されているとおり、公判廷において補充することができない、事件の重要な証拠をさらに検討する必要がある場合、公判廷での裁判長を任じられた裁判官 (公判 (審理) 準備段階)、審理合議体 (公判廷) は、補充捜査のための記録返却決定を出す。

c) 重要な証拠であるが、それが不足していても、公訴提起、公判を遂行できる場合、又は証拠収集することができない場合、記録を返却しない。

例 1 3 人の証人がいるが、2 人で確定できる。

例 2 現場が変更して再検証できない、又は物証が紛失し、発見することができない

2 条 他の罪を犯していること、又は他に共犯者がいることに関して、被疑者を立件 (khởi tố) するための根拠

1 刑訴法 168 条 2 項において規定されている「他の罪を犯していること、又は他の共犯者がいることに関して、被疑者を立件する根拠がある」とは、以下の場合の 1 つに当てはまる場合である。

a) 1 つ又は複数の罪に関して立件及び捜査をしているが、事件記録における証拠から、被疑者の行為が、1 つ又は複数の他の罪を犯していると判断されるとき

b) 立件、捜査された犯罪以外で、事件記録における証拠から、他の 1 つ又は複数の罪で被疑者を立件するための根拠があると判断されるとき

c) 立件、捜査されている被疑者以外で、事件記録における証拠から、他の共犯者、又は事件に関連する犯罪者がいると判断されるが、被疑者を立件していないとき

2 検察院は、刑訴法 117 条 2 項の規定に従って、事件を分離するための根拠がある際、補充捜査のために記録を返却する。

3 条 被告人が他の罪を犯している、又は他の共犯者がいると思料される根拠

1 刑訴法 179 条 1 項 b において規定されている「被告人が他の罪を犯している、又は他の共犯者がいると史料される根拠がある」とは、以下の場合の 1 つに該当する場合である。

- a) 検察院は、1 つ又は複数の罪を公訴提起しているが、事件記録における証拠から、被疑者 (被告人) の行為が他の 1 つ又は複数の罪を犯していると判断される時
- b) 公訴提起された犯罪以外で、事件記録における証拠から、被疑者 (被告人) を他の 1 つ又は複数の罪で立件するための根拠があると判断される時
- c) 公訴提起された被疑者 (被告人) 以外で、事件記録における証拠から、他の共犯者、又は事件に関連する犯罪者がいると判断されるが、被疑者を立件していない時

2 以下の場合の 1 つに該当する場合、裁判所は、補充捜査のために事件記録を返却しない。

- a) この条文の 1 項 a に該当するが、事件記録における証拠から、同じ程度か軽い 1 つ又は複数の罪に関して、被疑者 (被告人) を審理できる、又は検察院が公訴提起した罪の数よりも少ない罪で、被疑者 (被告人) を審理できる場合
- b) 事件の分離決定があった場合、又は捜査機関が事件を分離決定していないが、刑訴法 117 条 2 項の規定に従って事件を分離するための根拠がある場合

4 条 訴訟手続における重大な違反

1 刑訴法 168 条 3 項、179 条 1 項において規定されている「訴訟手続において重大な違反がある」とは、捜査、公訴提起、公判過程において、訴訟遂行機関、訴訟遂行人が、刑訴法に規定された各順序、手続きを実行せず、又は正確、十分に実行しなかったりして、訴訟参加人の合法的な権利や利益を重大に侵害した、又は事件の客観的、全面的な事実確定に影響を与えたことをいう。

2 以下の場合は、訴訟手続において重大な違反とみなされる

- a) 捜査機関及び、刑訴法の規定により一部捜査活動の任務を割り当てられた他の機関の令状 (命令)、決定は、検察院の承認を得る必要があるが、検察院の承認がなかったり、正しい管轄権限に基づいての訴訟上の令状 (命令)、決定の署名でなかったりした場合
- b) 刑訴法 57 条に規定に基づいて、被疑者、被告人のために弁護人を要請しなかった場合
- c) 捜査、公訴提起、審理の過程において、訴訟参加人の参加資格を確認せず、それにより、彼らの合法的な権利や利益を重大に侵害した場合
- d) 刑事事件を立件したが、刑訴法 105 条 1 項の規定に基づき、被害者の、又は被害者の法定代理人からの立件要求がない
- d) 根拠がなく、かつ刑訴法 117 条の規定に違反して、事件を併合、又は事件を分離した場合
- e) 正しい法律の規定に基づいて、被疑者、被告人に対する訴訟上の令状 (命令)、決定を委任せず、被疑者、被告人の防御権を侵害した場合
- g) 被疑者の捜査や履歴作成が未了；犯罪者の身分に関して重要な特徴が未確定 (被疑者、被告人の年齢、前科、前歴)
- h) 刑訴法 61 条の規定に基づいて、ベトナム語を使用しない、又は、口や耳の聞こえない訴訟参加人のために、通訳を用意しなかった場合
- i) 刑訴法 42 条、60 条、61 条において規定されている場合において、訴訟遂行を拒否しない、又は訴訟遂行人が変更しない場合
- k) 捜査や、事件の重要な証拠を収集が、刑訴法の規定する順序、手続きに従わず、刑事事件における証明価値がない場合
- l) 事件の重要な証拠、資料が、捜査、公訴提起の過程において収集されたが、事件記録に編み込まれていない、又は修正、加削により、事件記録が大きく変更された場合
- m) 正しい管轄権限のない捜査、公訴提起である場合、但し具体的に捜査を割り当てられた権限のある機関を除く

n) 刑事訴訟の遂行過程において、誘導尋問、強制的な尋問、暴力 (体罰) があり、これより、被疑者の供述調書が真実ではないものとなったと確定する根拠がある場合

o) 被疑者、被告人、その他訴訟参加人からの不服申立、告訴が法律の規定に従って解決されず、これにより、彼らの合法的な権利や利益に重大な侵害を与えた場合

p) この条文 1 項で指示に従い、確定されたその他の場合であるが、補充捜査のための記録返却決定においては、明記されなければならない。

3 検察院、裁判所は、たとえ、この条文 1 項に規定され、2 項において具体化された「訴訟手続きにおいて重大な違反」があっても、以下の場合、補充捜査のために記録を返却しない。

- a) 訴訟手続き違反があるが、訴訟参加人の合法的な権利や利益に対し、重大な侵害を与えていない場合
- b) 捜査段階において、未成年であった被疑者 (被告人) が、公訴提起、審理の際、満 18 歳以上になった場合

5 条 記録返却と補充捜査期間

1 検察院は、刑訴法 166 条 1 項に規定された公訴提起決定期間内において、補充捜査のために記録返却の決定を出す。公判廷において裁判長を任じられた裁判官は、刑訴法 176 条 2 項に規定された公判 (審理) 準備期間内において、補充捜査のために、検察院に対し記録返却決定を出す。審理合議体は、刑訴法 199 条 2 項に規定に従って、補充捜査のために、記録返却決定を出す。

2 何回も、補充捜査のために記録返却しないためにも、検察院、裁判所は、補充捜査のための記録返却をしなければならない各場合を発見するために、事件記録を全面的に研究し、適時に決定を出さなければならない。公訴提起期間、公判 (審理) 準備期間を越えて、補充捜査のための記録返却決定を出してはならない。

3 補充捜査の期限は、121 条 2 項の規定に従って、実行される；具体的には、検察院による記録返却の場合は 2 か月を越えてはならない；裁判所による記録返却の場合は 1 か月を越えてはならない。これらの期間は、捜査機関が事件記録及び事件記録の返却決定を再受領した時点から計算され、捜査機関が補充捜査結論書を作成するまでの間である。

6 条 補充捜査のための記録返却決定

1 補充捜査のための記録返却は、文書での決定でなければならない、法律の規定に従って、権限のある者による署名が必要である。

2 補充捜査のための記録返却決定において、ナンバー、日、月、年、返却回数 (1 回目、又は 2 回目) を明記する必要がある。内容面では、補充捜査の必要がある、具体的な「事件の重要な証拠」、立件、公訴提起されなければならない「他の犯罪、又は他の共犯者」、克服されなければならない「訴訟手続きの重大な違反」を記入し、168 条 1、2、3 項、において規定されたうちの 1 つの法律規定、又は 179 条 1 項 a,b,c において規定されたうちの 1 つの法律規定の根拠を明記しなければならない。

3 補充捜査のために、記録返却を続ける場合、決定は、前回における補充捜査において要求された問題を特定しなければならないが、実行されていない。又は、補充捜査を実行したが、要求を満たしていない、又は補充捜査の結果により、捜査要求されるべき新たな問題を発生させた (訳自信なし)。

7 条 補充捜査のための記録返却決定の実行

1 捜査機関は、刑訴法 114 条の規定に従って、検察院からの補充捜査のための記録返却決定における、(捜査) 要求を十分に実行する責任がある；検察院からの補充捜査のための記録返却決定が、この通達 1、2、4 条における指示に従った根拠がないと史料される場合、記録を受領した際、捜査機関は、理由、事件解決の観点を明記した書類を作成した上、検察院に記録を返送しなければならない。

2 事件記録及び裁判所からの補充捜査のための記録返却決定を受領した後、裁判所からの補充捜査のための記録返却決定が、根拠が

あり、裁判所自らで補充できないと史料される場合、検察院は、補充捜査のための決定を出した上、捜査遂行のためにすぐに記録を捜査機関に送付する；裁判所からの補充捜査のための記録返却決定が、この通達1、3、4条における指示に従った根拠がないと史料される場合、検察院は、公訴提起決定を維持すべき理由を明記した書類を作成した上、179条2項の規定に従って、事件を公判に付すために裁判所に記録を返送しなければならない。

3 補充捜査が終了した後、捜査機関は、補充捜査結論書を作成しなければならない。そこにおいては、それぞれの補充捜査の問題に対する明確な結論及び事件解決の観点を明記しなければならない。補充捜査の結論が、捜査の中止、事件の中止の方向性を導いている場合、検察院は、刑訴法169条、164条に規定された管轄権限に基づいて、中止決定を出す。

4 補充捜査の結果が、公訴提起決定を変更させない場合、検察院は、公訴提起決定を維持する理由を明記した文書を作成の上、裁判所に事件を再送付する；補充捜査の結果から、公訴提起決定を変更すべきと史料される場合、検察院は、古い起訴状に代えて、新しい起訴状を発行した上、審理（公判）のため、裁判所に記録を送付する。

8条 捜査段階における検察院と捜査機関との協力

1 補充捜査のための記録返却を抑制するため、検察院と捜査機関は、告発、犯罪に関する情報を受領、分類、処理する際から直ちに、そして、事件捜査の全課程において、しっかりと協力しなければならない。捜査官は、主体的に、十分にかつ適時に、収集された各資料、証拠を検察院に送付しなければならない。検察院は、事件捜査の段階において、すぐに証明しなければならない問題を明らかにするために、常時、事件捜査の進捗を監視し、しっかりと把握し、捜査官が収集した各資料、証拠を研究し、適時に捜査要求を出し、主体的に捜査官と協力しなければならない；同時に、各事件捜査が、客観的、全面的、適法的なものとなるよう担保するため、捜査活動や捜査機関が作成した資料をしっかりと検察しなければならぬ。

2 事件捜査終了の少なくとも10日前には、捜査官及び検察院は、十分かつ合法的なものであることを担保するため、収集された各証拠、資料を評価するために、協力しなければならない；証拠不足、訴訟手続き違反、又は犯罪や他の犯罪者の見落としを発見した場合、捜査段階において、補充し、克服しなければならない。特別に重大、かつ複雑な事件に関しては、事件捜査終了の前に、捜査官及び検察院は、事件捜査の全面的な総括、全面的な評価をして、矛盾している問題解決のための捜査を指導し、法律に従った正しい事件処理に導いた上で、捜査終了の決定をする。

9条 公訴提起段階における捜査機関、検察院、裁判所との協力

1 事件記録及び捜査結論書を受領した後、検察院は、注意深く記録を研究し、各訴訟手続きが法を遵守しているか、事件の各資料、証拠が十分に揃っているかを検察しなければならない。必要がある場合、検察官は、事件における各被疑者に対して直接尋問しなければならない。資料、証拠が不足している、又は訴訟手続き違反があり、自らで補充できないと史料される場合や、検察官は、適時に、補充、捜査官と協力する；補充することができない場合、検察官は、検察院の指導部、又は部署の次長に対し、検討、決定のために報告しなければならない。

2 公訴提起期間内において、事件において、証拠、罪名に関する問題が発生した場合、検察官は、事件解決の方向性に関して、捜査機関、裁判所との間で、意見を交換するため、検察院の指導部、又は部門の次長に報告しなければならない。

3 補充捜査が複雑である場合、検察院は、補充捜査のための記録返却が正しく、集中的、概括的、適時に実行されるようにする目的で、補充捜査をしなければならない問題を明確にするための関連する専門機関との間で会議を主体的に開催する。

4 同クラスの訴訟遂行機関が、補充捜査に関して、相互に統一されていない場合、事件記録を受領した訴訟機関は、関連する専門機

関の指導部が代表して、上級の関連する専門機関の指導部に対し、事件解決に関して意見検討をを求める報告をしなければならない。

10条 公判（審理）段階における検察院と裁判所との協力

1 審理（公判）準備段階の期間において、記録検討の後、重要な証拠が不足している、訴訟手続きに違反がある、被告人が他の罪を犯している、又は他に共犯者がいる、と史料される場合、公判廷において裁判長を任じられた裁判官は、適時に克服策を講じるため、検察官と意見交換するか、又は公判廷で補充することができる場合、補充捜査のために記録を返却する必要はない。検察官及び裁判官の意見が統一されない場合、関連する専門機関の指導部に対し、事件解決に関する意見を求めるために報告する。

2 公判廷において、検察官は、主体的に、刑事事件解決に関連する証拠を明確にするために、審理合議体と協力する。新しい問題が発生、又は補充できないほどの複雑な問題が発生した場合、審理合議体は、補充捜査のための記録返却決定を出す。

3 上級の検察院が公訴権や、捜査検察を実行した上で、下級の検察院に対し、公訴権や、第一審の公判（審理）検察を委任した事件に関して、補充捜査のための記録返却の根拠が発見された場合、下級の検察院は、上級の検察院に対して、検討や決定を求めるための報告をする前に、補充捜査に関する問題を明確にするために、同級の裁判所と意見交換する。

11条 補充捜査のための記録返却の管理

1 各訴訟遂行機関は、自らの階級において、補充捜査のための記録返却を管理する責任がある。検察院は、事件数、同級の訴訟遂行機関の補充捜査のための記録返却の回数を管理する責任がある。省級の検察院は、省級及び当該管理地方に属する県級の訴訟遂行機関の補充捜査のための記録返却状態を総括し、評価する責任がある。

2 定期的に（毎月、毎期、6か月、1年）それぞれの訴訟遂行機関は、自ら補充捜査のための記録返却の事件数を評価、確認しなければならない。そこにおいて、証拠に関するもの、訴訟、又は関連する事件立件、被疑者立件（立件決定の変更、又は補充）に関するものなど、補充捜査のための記録返却の理由を分析しなければならない；根拠のある返却事件数、根拠のない返却事件数；補充捜査のための記録返却における、捜査機関、検察院、裁判所及び訴訟遂行人の原因、責任

3 検察院、裁判所の補充捜査のための記録返却率の計算方式

a) 検察院の補充捜査のための事件記録の返却率は、捜査機関が、捜査結論を作成し、検察院に対し、公訴提起のために記録を送付した総事件数（捜査未解決の古い事件や、新しい事件もすべて含めた終了事件数）のうち、検察院が、補充捜査のために記録返却決定をした刑事事件の数（根拠のあるもの）と同じである。

例：2009年、H省検察院は、捜査機関が捜査を終了し、検察院に公訴提起を提案するために記録を送付した150件（古い事件が10件、新しい事件140件）のうち、9件については、補充捜査のために、記録返却を決定した場合、捜査機関に対する検察院の補充捜査のための記録返却率は6パーセントである。

b) 裁判所の補充捜査のための記録返却率は、検察院が公訴提起し、裁判所に審理を求めて記録を送付した総事件数のうち、裁判所が補充捜査の要求のため、記録返却を決定した刑事事件の数（根拠のあるもの）と同じである。

例：2009年、裁判所は、検察院が、裁判所に審理を求めて公訴提起した100件のうち、5件について補充捜査のために記録返却決定を出した場合、検察院に対する裁判所の補充捜査のための記録返却率は5パーセントである。

c) 同じ1つの事件であるが、検察院、裁判所が、補充捜査のために、複数回記録を返却した場合、1件として計算し、複数回返却された事件として分析する。

d) 裁判所が、補充捜査のために記録返却をした事件で、その後、検察院が、裁判所の要求に従って、捜査機関に対し、記録を返却し、補充捜査を要求した場合、1件として計算し、1回返却

された事件として分析する（裁判所が、補充捜査のために計算した事件）

12 条 補充捜査のための記録返却における責任確定

- 1 以下の場合において、捜査機関、捜査官に責任が発生する。
 - a) 検察院からの補充捜査のための、捜査要求、又は記録返却決定を実行しない、正確、十分、適時に実行せず、それにより、検察院が捜査要求した問題に対して、補充捜査のために記録返却しなければならない場合
 - b) 検察官の要求に従い、事件捜査の過程において、法律の規定に従って、証拠、関連する資料を十分、適時に供給せず、検察官が、適時に捜査要求を出すために事件内容を把握できず、それにより、検察院、又は裁判所が、事件に対して補充捜査のための記録を返却しなければならない場合
- 2 以下の場合において、検察院、検察官に責任が発生する。
 - a) 発見された問題に対し、捜査要求、又は補充捜査のための記録返却をせず、これにより、その後、補充捜査のために記録を返却しなければならない場合
 - b) 補充捜査のための記録の返却決定が、法律の根拠がなく、捜査機関が、捜査結論を維持する文書を送付し、その後、検察院が、捜査機関の提案どおりに公訴決定した場合
- 3 補充捜査のための記録決定が、法律の根拠がなく、検察院が公訴提起を維持する旨の文書を作成し、その後、裁判所が、検察官の提案どおりに、審理した場合、裁判官、又は審理合議体に責任が生じる。
- 4 この条文 1、2、3 項において指示されている事情がある場合、訴訟遂行機関の指導部は、法律の規定に従って審査、処理し、克服措置を採るため、補充捜査のための記録返却に関連するそれぞれの階級において、それぞれの訴訟遂行機関の具体的責任を点検、確認しなければならない。

13 条 施行条項

省略

以 上